

廃業・資格が不要となった場合における申請種別等のたたき台

別紙3－1

	たたき台	国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨県市町村総合事務組合	論点
申請種別	取消申請	資格の取消届	廃業届	抹消届	取消申請	変更申請(取消申請)	取消申請	廃業届	取下げ申請	－
取消事由	①申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合 ③資格が必要なくなった場合(事業の縮小等) (一部の地方公共団体のみ取り消す場合も含む) ※営業品目の一部を取り消す場合については、変更申請で対応	①申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合 ③資格が必要なくなった場合(事業の縮小等)	①申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が(法人番号ベースで)消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合 ③資格が必要なくなった場合(事業の縮小等)	①申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合 ③資格が必要なくなった場合(事業者が抹消を希望する場合等)	廃業等に伴い、各参加団体の名簿から登録抹消を行う場合 (一部の事業廃止等により、登録業種の一部を取り消す場合は、変更申請)	・事業者が廃業した場合 ・入札参加資格の取下げ(事業の縮小等)	①資格有効期限内に、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。 ②資格有効期限内に各営業種目が営業種目ごとの条件の条件を満たさない状態となったとき。 ③競争入札参加資格の有資格者の事情により、その資格の全部又は一部を取消す必要が生じたとき。	①申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ②事業者が廃業した場合	申請が必要な事由の定めなし	一部の団体においては、「地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき」を申請事由としているところ、この必要性についてどのように考えるか。
申請項目	別紙3－2のとおり	別紙3－2のとおり								－
必要書類 ※書面で提出する申請書以外のもの	代理人(行政書士)に申請を依頼する場合は、「委任状(行政書士への申請の委任)」が必要	・資格結果通知書【写】 ※資格審査結果通知書を紛失した場合は、申請者本人であることが確認できる書類【写】 (本人確認の書類の例) 法人:登記事項証明書等 個人:免許証、パスポート、マイナンバーカード ・委任状(代理人の申請時)	不要	不要	・共通送付票 ・申請(委任)状況一覧 ・個別送付票 ※全てシステムから出力される様式	不要	不要	廃業したことが分かる任意の様式(登記事項証明書、吸収合併の契約書等)	・解散登記又は清算終了登記(写)(該当する場合) ・許可等廃止届(写)(該当する場合)	事業者の確認資料や廃業したことが分かる資料の必要性についてどのように考えるか。
備考	受付時期は、事由発生の都度	－	共同利用している団体単位で申請可能	－	共同利用している団体単位で申請可能	－	<取消申請の種類> ①全部取消(全ての資格を取り消す場合) ②種目取消(一部の種目(営業品目)を取り消す場合) ③自治体取消(一部の自治体のみ取り消す場合)	－	<取下げ申請の種類> ①業種(営業品目)の取下げ ②団体の取下げ ③入札参加資格の取下げ	－